

市民の皆様へ

碧南市福祉こども部こども課

平成30年度 3人乗り自転車の貸出申込みについて

碧南市では3人乗り自転車の無料貸出しを行っています。

1 目的

通園児を持つ子育て世帯の経済的な負担の軽減及び3人乗り自転車の普及促進を図ります。

2 対象

市内に住所を有し、1歳から5歳までの幼児が2人以上いる世帯の当該幼児の保護者で、幼稚園・保育園の送迎等で3人乗り自転車を常時利用する方です。平成29年9月30日以前に生まれた方は申込みできますが、実際の貸出しは1歳を過ぎてからになります。

また、自転車の構造上、リヤ用チャイルドシートへの乗車は2歳～5歳（体重20kgまでを目安）・フロント用チャイルドシートへの乗車は1歳～3歳（体重15kgまでを目安）となっており、運転者の適正身長は157cm以上となっています。

抽選で貸出順を決定します。この貸出順は平成31年3月31日まで有効です。貸出中の方から自転車の返却があったその都度、貸出しを行います。

3 貸出台数 30台（継続貸出しを含む）

4 自転車の貸出期間

3人乗り自転車の貸出期間は、原則1年間（4月1日から3月31日まで）とします。ただし、年度途中で貸出しを行ったときは、貸出しの日からその年度の3月31日までとします。また、年度途中で6歳の誕生日を迎える児童がいる場合は6歳の誕生日の前日までの貸出しとなります。

なお、次年度も継続して貸出しを希望するときは、継続申請が必要です。次年度以降の選考は、継続申請を優先とします。ただし、当初申請とは異なる児童での継続申請はできません。

5 自転車の貸出申込みについて

(1) 申込期間 平成30年1月4日(木)から平成30年1月15日(月)まで

(2) 申込書類 「碧南市3人乗り自転車貸出申込書兼誓約書」に必要事項を記入・押印し、申し込んでください。委任状も併せて提出してください。

申請書類は各幼稚園・保育園、市役所こども課に置いてあります。また、こども課ホームページからダウンロードもできます。

(3) 申込受付 市役所こども課、お子さんが在園している幼稚園・保育園

(4) その他 受付の際、利用頻度等のききとりをさせていただきます。幼稚園・保育園への入園等平成30年4月からの状況で申請してください。

申込期間以降はこども課で随時受付します。

6 自転車貸出順の抽選及び結果について

抽選日：平成30年1月25日(木) 10時 市役所談話室5（受付9時40分から10時）

抽選結果（貸出順）は、平成30年2月上旬頃ご自宅へ郵送します。

7 自転車の貸出しについて

自転車の貸出しが可能になった時点で、電話でご連絡します。

8 自転車利用についての注意事項

(1) 自転車利用の前に、必ず取扱説明書をお読みください。

(2) 初めて3人乗り自転車に乗るときは、安全な広い場所で十分に練習してからお乗りください。

(3) お子さんには必ずメットを着用させてください。ヘルメットは各自ご用意ください。

(4) 携帯電話を使用しながらの運転や傘さし運転はたいへん危険ですので行わないでください。

(5) 自転車は屋根のある場所で駐輪する等、大切に取り扱いってください。

9 自転車の点検について

- (1) TSマーク（自転車安全整備店で自転車安全整備士による自転車の点検・整備を受けたときに貼付されるマーク）の有効期間は1年です。市から点検のお知らせをご自宅に郵送しますので、有効期間の満了する自転車は指定自転車店で定期点検を行ってください。点検費用は市が負担します。なお、点検に伴う修理費用は利用者の負担となります。ただし、明らかに利用者の過失であるときを除き、摩耗による消耗品（タイヤ、チューブ、サドル、グリップ）は市が負担します。点検・整備を受けた後、「碧南市3人乗り自転車点検整備カード 第2種(赤色)〔碧南市用〕」を市（こども課）へ提出してください。
- (2) 自転車返却時にも（1）と同様の点検・整備を受け、「碧南市3人乗り自転車点検整備カード 第2種(赤色)〔碧南市用〕」を市（こども課）へ提出してください。返却時はTSマークの有効期間に関わらず、点検・整備を受けていただきます。
- (3) 定期点検から返却までの間が1ヶ月以内のときは、定期点検を省略します。
- (4) タイヤやブレーキなど、自転車乗車前の日常点検を心掛けてください。

10 自転車の修理について

- (1) パンク等の修理については利用者の負担になります。指定自転車店で修理を行ってください。
- (2) 自転車が使用できないほどの損傷があるときは、市（こども課）へ報告してください。

11 自転車貸出中の事故について

- (1) 自転車の貸出中に起きた事故については、利用者の責任において処理してください。市は一切の責任を負いません。
- (2) 自転車の貸出中に起きた事故については、事故の程度に関わらず、市（こども課）へ報告してください。

12 自転車の盗難について

- (1) 自転車は必ず施錠して、盗難防止につとめてください。
- (2) 自転車が盗難にあったときは、速やかに警察へ届け出るとともに、市（こども課）へ報告してください。この場合、代替の自転車はありませんので、その時点で貸出しは終了となります。

13 点検・整備指定自転車店

店名	住所	電話	定休日	出張
オクヤサイクル	新川町2丁目18番地	42-4885	火	○
レジャーショップ松ツノ	山神町2丁目25番地	41-0208	日	○
新栄舎	鶴見町6丁目1番地	41-2184	火	○
サイクルセンターカトウ中央店	植出町3丁目55番地	48-0508	火・第3水	○
サイクルセンターカトウ本店	善明町3丁目8番地	41-0593	火・第3水	○
マル杉商会	大浜上町4丁目53番地	41-1905	日	○
石川サイクル	源氏町4丁目46番地	41-5048	火	×

14 主な修理費用

○ パンク修理 税別1,500円 ○ 出張料（市内）税別1,000円

15 お知らせ

貸出用3人乗り自転車は既に7年経過しております。安全にご利用いただくために年次点検・整備・修理を行っていますが、自転車の状態により貸出予定台数の変更や貸出期間途中で返却をしていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。